

令和6年度 指定居宅介護支援事業所運営指導の結果一覧

(1) 運営指導を実施した事業所数

実施年度	対象事業所数 (実施年度末日時点)	実施件数
平成30年度	29	10
令和元年度	29	11
令和2年度	30	0
令和3年度	28	5
令和4年度	27	8
令和5年度	25	6
令和6年度	24	9

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(2) 令和6年度の項目別の指摘事項・注意事項の件数

指 導 項 目	指導件数	
	指摘事項	注意事項
第1 基本方針		
第2 人員基準		3
第3 運営基準	7	42
第4 変更の届出等		1
第5 業務管理体制の整備		
第6 その他		
第7 居宅介護支援費	5	1
計	12	47

(3) 令和6年度指導事例

項目	指導内容	指摘	注意
第2 人員基準			
3 労務管理	育児休暇、介護休暇、子の看護休暇等に関する規程が整備されていませんでしたので、定めてください。		3
第3 運営基準			
1 内容・手続きの説明	〔重要事項説明書・契約書〕		
	重要事項説明書及び契約書について、記載誤りを修正してください。 ・報酬単位数の記載		1
	重要事項説明書に記載漏れの無いようにしてください。 ・利用者に説明、交付した日付		2
	契約書文面の利用者氏名が修正テープで修正されていました。契約書は改ざんできない方法で修正するようにしてください。		1
	契約書に記載漏れの無いよう注意してください。 ・契約日等の日付 ・契約者の氏名		2
	契約書に利用料を記載した別記が添付されていませんでした。		1
	重要事項説明書等の事故及び苦情受付窓口に、邑楽郡内行政機関の連絡先を記載してください。		1
	〔利用者への説明〕		
	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ以下の事項についての説明・文書の交付・署名が確認できないものが認められましたので、交付等を行ってください。 ・居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること ・複数の指定居宅サービス事業者を紹介するようにを求めることができること 【運営基準減算該当】	1	2

項目		指導内容	指摘	注意
1 内容・手続きの説明		令和3年4月1日から令和6年3月31日までに作成された居宅サービス計画のうち、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ以下の事項についての説明・文書の交付・署名が確認できないものが認められましたので、改善してください。 ・前6月間に事業所で作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護等（訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合 ・前6月間に事業所で作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等の回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合 【運営基準減算該当】	1	
	7 利用料等の受領	運営規程、重要事項説明書及び契約書の記載に相違が無いようにしてください。 ・利用料金（徴収できない料金が記載されている） ・交通費		4
	9 基本取扱方針	指定居宅介護支援の質の評価を行っていませんでしたので、実施するように努めてください。		1
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針		〔居宅サービス計画書〕		
		居宅サービス計画書（第1表、第6表）の同意欄について、利用者の署名がないものが認められました。利用者が自署できない場合は、代筆による利用者の署名および代筆者の署名を得るようにしてください。		1
		居宅サービス計画の交付にあたり、サービス事業所担当者の計画交付受領日が記載されていないものがありましたので、記載してください。		1
		居宅サービス計画書（第1表）に介護認定審査会の意見が記載されていませんでした。記載漏れのないように注意してください。		7
		居宅サービス計画書（第2表）の「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」には、アセスメントにより利用者及び利用者家族のニーズを把握し、「〇〇できるようになりたい」といった利用者が意欲的に取り組めるような表現で記載してください。また、そのニーズを達成するための具体的な目標を設定するようにしてください。		1
		居宅サービス計画書（第3表）が、暫定プランから本プランになった際に作成されていませんでしたので、作成して利用者等へ交付してください。		1
		サービス利用票（兼居宅サービス計画）（第6表）において、利用者の押印漏れがありましたので、注意してください。		1
		〔サービス担当者会議〕		
		利用者の居宅サービス計画の作成にあたり、サービス担当者会議を開催せず、意見照会のみとしている事例が認められましたので、改善してください。 【運営基準減算該当】	2	
		利用者が要介護更新認定及び要介護状態区分の変更の認定を受けた時に、サービス担当者会議を行っていない事例が認められましたので、改善してください。 【運営基準減算該当】	2	
		サービス担当者会議の要点（第4表）に記載漏れのないよう注意してください。 ・欠席者への意見照会に対する回答年月日及び欠席の理由		3
		サービス担当者会議の欠席者全員から、あらかじめ意見を求めてください。また、サービス担当者会議の欠席者の意見を保管してください（又は意見の内容を記録し保管してください）。		1
		〔モニタリング〕		
		居宅介護支援経過（第5表）の「項目」に未記載事項がありました。記載漏れのないように注意してください。		1
		少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録してください。具体的には、記録としてモニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等を記載してください。		1

項目		指導内容	指摘	注意
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	〔一連の業務〕			
	利用者が要介護更新認定を受けた時に、居宅サービス計画の一連の業務に不備のある事例がありましたので、改善してください。 ・アセスメントを行った記録がない ・サービス担当者会議を行った記録がない ・利用者にプランを交付していない ・第1表の利用者の同意欄が未記入 居宅サービス計画作成に係る一連の流れを再度確認してください。 【運営基準減算】		1	
	15 運営規程	運営規程について、以下の点を改善してください。 ・介護支援専門員の員数の表記方法（実人数より多いと誤解を招く表現になっていましたので、修正を検討してください。）		1
		運営規程について、以下の点が不足していましたので記載してください。 ・虐待の防止のための措置に関する事項		1
	16 勤務体制の確保	事業所の営業日に、管理者または介護支援専門員のいない時間帯が生じていました。管理者と他サービス事業との兼務については、居宅介護支援事業所の運営に支障が出ないように勤務体制を確保してください。		1
		出勤状況について、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等、明確に把握してください。		1
21 掲示	提供するサービスの第三者評価の実施状況が掲示されていませんでした。事業所の見やすい場所に掲示するか、利用者が自由に閲覧できるように備え付けてください。		1	
22 秘密保持	サービス担当者会議等において利用者家族の個人情報を用いる場合は、利用者家族の同意をあらかじめ文書により得てください。		3	
29 記録の整備	出勤簿に押印漏れがありましたので、出勤している場合には押印するようにしてください。		1	
第4 変更の届出等				
1 変更・再開	介護保険法施行規則第133条で定める次の事項に変更があったときは、10日以内にその旨を館林市長あて届出てください。 【変更のあった事項】 ・運営規程		1	
第7 居宅介護支援費				
入院時情報連携加算	用者の入院時に情報提供を行った場合には、次の事項を支援経過記録（第6表）に記載してください。 【記載事項】 ・情報提供を行った日時 ・場所（医療機関へ出向いた場合） ・情報提供の内容 ・情報の提供手段		1	
運営基準減算	運営基準違反に係る居宅介護支援費請求について、所定単位数の100分の50（当該減算が2月以上継続している場合は所定単位数を算定しない）を算定していないことが認められましたので、自主的に点検を行った上で保険者に返還し、所定の様式により報告してください。	5		